

不健全な図書類、ビデオ等の審査基準

1 指定基準1（性的感情を刺激）に関するもの

- (1) 直接的に性行為又は、わいせつな行為の情景を描写したもの。
- (2) 色情の妄想、変態性欲にもとづく行為、又は著しくひわいな行為などを表現したもの。
- (3) 医学、又は民俗学的、その他学術的題名のもとに、性の問題を欲情本位に取扱ったもの。
- (4) 刺激的な接吻、包よう、ベッドシーン等を取扱ったもので、執よう過度な愛撫の描写をしたもの。
- (5) 男女の肉体の全部、若しくは一部を露出し、又は露出と同程度の状態で、ひわい、又は、せん情的な感じを与えるもの。
- (6) 性器に関することを興味本位に取扱ったもの。
- (7) 性犯罪事件を興味本位に取扱ったもの。
- (8) 背徳的な愛欲行為を取扱ったもの。
- (9) 演出や口上、歌曲等が著しく低劣いんわいであるもの。

2 指定基準2（粗暴性、残虐性を助長）に関するもの

- (1) 残酷な殺人方法を具体的に描写し、殺人現場を刺激的に描写したもの。
- (2) 人間の手足を切り刻む等肉体の苦痛を刺激的に描写したもの。
- (3) 動物の残虐性のみを強調する等生命の尊厳を否定するもの。
- (4) 過度に残虐怪奇の表現を用いて青少年に著しく恐怖を与えるもの。
- (5) 危険な遊戯や暴力行為を正当化し、又は賛美するような描写表現したもの。

3 指定基準3（犯罪、自殺の誘発）に関するもの

- (1) 麻薬、覚せい剤及びこれらに類する薬物並びにシンナー、接着剤等の乱用を誘発し、又は助長するような描写をしたもの
- (2) 自殺又は自傷行為等を正当視したり、心中することを魅力的に描写したもの
- (3) 犯罪又は自殺の手段又は経過を模倣できるように詳細に又は刺激的に表現することにより犯罪意欲を著しく助長するもの
- (4) 極度のスリル感を表現し、犯罪行為を誘発し、又は助長させるもの